

平成30年8月1日（水）

於・特許庁 7階 庁議室

産業構造審議会 知的財産分科会 商標制度小委員会
第25回商標審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

1. 開会	1
2. 「元号」に関する商標について	4
3. 品種登録出願の品種の名称の品種登録を阻害する目的がある悪意の商標出願への対応について	9
4. 商標審査の質に関するユーザー評価調査報告書を踏まえた識別力に関する更なる基準の明確化について	19
5. 分割の条文修正、書換に係る基準の削除について	25
6. 閉会	26

1. 開会

○佐藤商標課長 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第 25 回商標審査基準ワーキンググループを開催いたします。委員の方々におかれましては、御多忙の中、またお暑い中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

商標審査基準の改訂につきましては、平成 27 年度及び平成 28 年度に、このワーキンググループにおきまして御議論いただきまして、全面的な見直しがされたところでございます。今年度の審査基準ワーキンググループにおきましては、全面的な見直しの後に、検討が必要とされた事項につきまして御議論いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

審議に入る前に、審査業務部長の花木より一言御挨拶がございますので、よろしくお願いたします。

○花木審査業務部長 おはようございます。本日は、諸先生方、大変お忙しい中、また暑い中、こうしてお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

今、佐藤課長から報告させていただいたとおり、この商標審査基準ワーキンググループ、商標審査の中で非常に重要な役割をこれまでも果たしてきていただいております。いろいろな懸案事項を一つ一つここで御議論いただいて、それをもとに私どもとしても品質の高い審査を実施していきたいと思っております。

今回は、既に御案内のとおり、1 つは来年、改元が予定されているということもございまして、この「元号」の商標における扱いについて、現在でも明確になっていると思うのですけれども、さらに疑問のある点については、ここで御議論いただきまして、混乱のないようにしていきたいと思っております。

改元については、政府が一丸となって取り組んでいるところでございますので、私ども特許庁としても、厳正な審査をするための基準ということでございます。具体的にはインターネット等のメディアにおいて、元号と商標に関していろいろな記事が掲載されていることがあると我々も認識しておりまして、そういう関心に対して、明確化によってしっか

り対応していきたいということでございます。

そのほか、2番目の議題としまして「知的財産推進計画 2018」に記載されております、種苗法に基づき品種登録出願された品種の名称が、第三者により悪意で商標出願される問題について検討するということが、一つ課題として私ども特許庁にも言われているわけでございますので、そういう点についての御議論、あるいは審査の質の向上のための品質向上、品質管理と。その中で、ユーザーアンケートの中で非常に御意見のありました識別力の審査に関する問題点等について、審査基準の中で明確化できる部分があればということで、今回御議論いただこうと思っております。

そういうことで、このワーキンググループの中で忌憚のない御意見をいただきまして、より利便性の高い審査基準となるべく必要に応じて改訂もしていくということで、本日、活発な御議論をぜひお願いしたいということでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐藤商標課長 ありがとうございます。

次に、今回、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、改めてここで事務局のほうから委員の皆様を御紹介いたします。

まず、日本知的財産協会商標委員会委員長 株式会社NTTデータ 弁理士・近江恵委員。

次に、日本商標協会 オリナス特許事務所 弁理士・大西育子委員。

日本大学法学部教授・小川宗一委員。

長島・大野・常松法律事務所 弁護士・田中昌利委員。

日本弁理士会副会長 田辺・小野国際特許事務所 弁理士・田辺恵委員。

日本弁護士連合会 桜坂法律事務所 弁護士・林いづみ委員。

キヤノン株式会社常務執行役員 知的財産法務本部長・長澤健一委員。

外川特許事務所 弁理士・外川英明委員。

計8名の委員構成でございます。

また、今回のワーキンググループにより、田中昌利委員に座長をお願いしております。

それでは、以降の議事進行につきましては田中座長をお願いしたいと思います。田中座長、よろしくお願ひいたします。

○田中座長 田中でございます。ただいま佐藤課長から御紹介がありましたけれども、今回のワーキンググループから、小塚教授に代わりまして座長を拝命いたしました。このワ

ーキンググループで引き続き実りある検討がなされるよう努めてまいりますので、委員の皆様方には御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、本日の議題について御紹介いたします。本日の議題は4つございます。1つ目が「元号」に関する商標について、2つ目が品種登録出願の品種の名称の品種登録を阻害する目的がある悪意の商標出願への対応について、3つ目が商標審査の質に関するユーザー評価調査報告書を踏まえた識別力に関する更なる基準の明確化について、4つ目が分割の条文修正、書換に係る基準の削除について、でございます。

続きまして、事務局から、配付資料の確認と今後のスケジュール等の報告をお願いいたします。

○佐藤商標課長 では、私のほうから御説明いたします。配付資料の確認でございます。

経済産業省の方針としまして、ペーパーレス化を推進しております。資料については、お手元でございますタブレット端末を用いて御参照いただければと思います。タブレットの使い方につきましては、操作方法をごらんいただきまして、本日の資料の画面を御用意ください。操作方法が御不明なときには挙手をお願いいたします。事務局のほうで対応させていただきます。

それでは資料ですけれども、資料1は商標審査基準の今後のスケジュールと検討事項、資料2-1は「元号」に関する商標について、資料2-2は品種登録出願の品種の名称と品種登録を阻害する目的がある悪意の商標出願への対応について、資料2-3は商標審査の質に関するユーザー評価調査報告書を踏まえた識別力に関する更なる基準の明確化について、資料2-4は分割の条文修正、書換に係る基準の削除について、資料3は商標審査基準改訂案、以上となります。

続きまして、今後のスケジュールについて御報告いたします。資料1をごらんください。

今年度の商標審査基準WGにおきましては、本日、8月1日に、先ほど田中座長から御紹介のありました議題について御議論いただきまして、9月21日に議論の取りまとめを行います。その後パブリックコメントを行いまして、パブリックコメントを受けて、来年1月に改訂案の最終案の御承認をいただきまして、2月に改訂案の施行を予定してございます。

なお、御発言をなさる際には、マイクは自動でスイッチが入るようになっておりますけれども、マイクを近づけて御発言いただきますようお願いいたします。

私からは以上になります。

○田中座長 ありがとうございます。

タブレットの操作等、大丈夫でしょうか。

2. 「元号」に関する商標について

○田中座長 それでは、これより議題に入りたいと思います。最初の議題は、「「元号」に関する商標について」でございます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○高橋商標審査基準室長 それでは、私のほうから議題1について説明をさせていただきます。資料2-1をごらんください。

「元号」に関する商標についてということで、まず検討の背景のところからお話をさせていただきます。

元号については、現行の商標審査基準第18 第3条第1項第6号において、これは4. になるのですが、「商標が、現元号として認識される場合（「平成」、「HEISEI」等）は、本号に該当すると判断する。」と記載されております。

元号については、御承知のとおり、平成31年に改元が予定されておりますが、今御紹介したとおり、現行の基準には、現元号についてのみ記載されておまして、現元号以外の元号については、明記をされていない。改元後には、現在の現元号である「平成」というのは、現元号ではなくなるわけですが、これも含めて、現元号以外の元号について、商標の審査の取扱いが必ずしも明確となっていない現状があります。

そこで、これまで商標の審査において、現元号以外の元号については、その元号が、例えば、会社の創立時期、商品の製造時期、その他の日付・期間。この日付・期間というのは、例えば過去の出来事をあらわすような場合に、使用されている場合を想定しておりますが、こういうものを表示するものとして一般に使用されている等、まだまだ元号として認識されるにすぎないものである場合には、現元号同様に識別力を有しないものとして、商標法第3条第1項第6号に該当する、と判断しているところであります。

そこで、検討の方向性ということで、第3条第1項第6号の審査基準に掲載されております「現元号」の基準を「現元号以外の元号」の場合についても、元号と認識される場合は、本号に該当する旨記載してはどうか、ということで御提案させていただいているものでございます。

実際の改訂案が、次の2ページの上になります。ここを御紹介させていただきますと、

現在、「4. 現元号を表示する商標について」となっているところを、4. として、単に「元号を表示する商標について」としまして、「商標が、例えば、会社の創立時期、商品の製造時期、その他の日付・期間を表示するものとして一般的に使用されている等、元号として認識されるにすぎない場合は、本号に該当すると判断する。」、このような改訂案を提案させていただきます。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明につきまして、御意見あるいは御質問でも結構でございますが、御自由にお述べいただければと思います。順番は決めませんので、適宜、御発言をお願いいたします。

近江委員、お願いいたします。

○近江委員 ありがとうございます。今回の改訂案の方向性については異存ございません。ただ、記載ぶりのところで少し気になりました。「商標が」ときまして、それから「例えば」と続いています。文章の間に例が挟まっていて、最後に考え方、「元号として認識されるにすぎない場合は、本号に該当すると判断する。」が続くというような記載になっておりますが、基準としてのわかりやすさや、ほかの審査基準の項目との平仄を合わせるという意味では、「商標が」から、「元号として」というところに直接続けるかたちで、まず基準としての考え方を記載した上で、その後、例として会社の創立時期ですとか、商品の製造時期といった具体例を挙げていただくほうが、ユーザーとしてはわかりやすいというような印象を持ちました。

以上でございます。

○田中座長 そうしますと、基本的な考え方を前出ししたほうがいだろうと、こういうことでございますか。

○近江委員 はい。

○田中座長 今の案ですと、元号として認識されるにすぎないような場合は・・・というのが、一般的・基本的な考え方という理解でよろしいですか。それか、新たに何か書きおろしたほうがよろしいという御意見でしょうか。

○近江委員 そういう意味では前者のほうでございまして、「元号として認識されるにすぎない場合は、本号に該当すると判断する。」という記載については、異存のないところでございます。

○田中座長 それに対して、例えばという形で、例示があったほうがわかりやすいだろうという御意見でしょうか。

○近江委員 はい。基準の3条の柱とか他の項目の記載ぶりを見ましても、やはり考え方があって、その後、例がある場合はそれに続くかたちになっておりますので、合わせたほうがよろしいかと思えます。

○田中座長 御意見をいただきまして、ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。小川委員、お願いいたします。

○小川委員 本号の改訂案ですが、歴史上に存在する全ての元号について適用するのではなくて、商品の製造時期等をあらわすものとして使用されると考えられる元号のみを、3条1項6号の対象にするという室長からの御説明、御趣旨については、全く異論がありません。

書きぶりについていろいろ意見があるかと思うのですが、おっしゃられた趣旨をもう少し的確に何かストレートに言うためには、例えば、アンダーラインのちょうど真ん中のところですか、下から2行目の「等、」というの、ないほうがストレートに趣旨とやりたいことがわかるのではないかなという一案ですが、御提案申し上げます。

以上です。

○田中座長 今言われたのは「、」を取るということですか。

○小川委員 「等、」です。「一般的に使用されている元号として認識される」というふうにつなげていただいているのではないかなと思えました。

○田中座長 理解いたしました。ありがとうございます。

長澤委員、お願いいたします。

○長澤委員 同じところについて少しコメントします。趣旨には大賛成で、商標の濫出願を防ぐためには必要だと思います。非常に古い元号については、もう既に使われているので、今回の案になったということは理解しております。その点は他の委員の方と同じですが、逆に私は、この「等」を残したほうがいいのではないかと考えております。創立時期、製造時期、その他の日付・期間が例示され、一般的に使用されていることを条件にすると、「時期的に全て平成とは関係ないので一般的に使用されていない」という議論になります。それらの抗弁で、「平成」が無条件に権利化されるのもやはり困るので、実質的に日付や期間は平成と関係せず、平成の後に売られたものであっても、実質元号として使用されているものがこの「等」の中に何となく含まれているほうが、審査官の判断の中で、適切な判

断ができるのではないかなと思います。また、「等」を取ると、この3つに代表される「日付や期間」に当たらなければ、識別力があるという誤解を招かないかなというのが心配でございます。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。少し幅を持たせるために、「等」が残っていたほうがいいのではないかという御意見と承りました。

小川委員、お願いいたします。

○小川委員 今の関連ですが、私は、「、」だけではなくて「等」もとったほうがいいのではないかと言ったのは、頭に「例えば」というのがあったものですから、「例えば」と「等」を2つ重ねる必要はないだろうという趣旨です。

○田中座長 そうすると、この例示されたもの以外にもあり得るかもしれないという点では、認識は一致しておられるということでしょうか。後は表現の問題で、「例えば」と「等」が重なる必要があるのかという御趣旨でしょうか。そのように理解いたしました。

ほかにございますでしょうか。田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 私としても、「例えば」と「等」の重なりがございますので、元号として認識されるにすぎない場合、歴史上の事件名などが入ってくるのではないかという懸念を持っております。例えば元禄菓子のように元号プラス普通名称で、この6号の拒絶理由が通知された場合に、しっかり反論できるだけの根拠となる文面にしていきたいと考えておりますので、「例えば」と「等」をとったほうがいいのかということは、ちょっと考えるところではございますけれども、そういうことは明確にしたいと考えております。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。外川委員、お願いいたします。

○外川委員 今の論点の1つは、一番最初におっしゃった「例えば」以下を後ろに移動するのも一つの案かなと思います。つまり本筋を最初に言って。それから、「例えば」は入らないとまずいので、入れていただいて列挙していただくというのが一つ案としてはいいのではないかと思います。

それからもう一つは、6号なので、例えば「昭和」が出願されたときには拒絶理由通知が出ると思うのです。そうすると、元号かどうかという判断で、拒絶理由通知が出るとしたら、昭和、大正、明治ぐらいまでは多分出るだろう。その前はどうかかなという疑問です。つまり一旦拒絶理由通知がほぼ必ず出て、第3条第2項の立証と同じことをやって、

6号非該当になるという筋だと思うのです。そうするとどのくらいのところで一体、これは審査基準には書けないことかもしれませんが、どのくらいのところまでは拒絶理由通知を出すのか、というのはある程度決めておいていただかないと、それこそ先ほど御指摘があった天保とか、元禄とか、小学校、中学校の歴史ぐらいでは習いそうなどころまでは多分出てこないと思うんですけど、一体どこまでが元号同等扱いになって、一旦拒絶理由通知が出るのかというのが、ちょっと知りたいなというふうに思っています。審査基準上は無理よという話であれば。ただ、心づもりとしては「明治ぐらいまでですかね」、という言葉ならそれでも結構だと思います。

○田中座長 ありがとうございます。どこまでが限界だというのは難しいところがあると思いますが、これまでも、こういった類の審査はされてきたわけですね。

○高橋商標審査基準室長 そうです。

○田中座長 それとの関係で、これまでの考え方や基準を今後変えようとしているのか、基本的には維持するつもりなのか、また、具体的にどのあたりが限界なのかというところにつき、もし今すぐわかるようであれば、御説明いただければと思います。

○高橋商標審査基準室長 基本的には外川委員おっしゃったとおり、そんなに古いものまでというのは当然想定されていないところであります。今回の資料にも参考情報でつけさせていただいたのですが、こういった「昭和」みたいな例については、適用になる。ほかについては、どこまでというのは一概に今予断するようなことは難しいのですが、少なくともさっき言った「日付」とか「期間」というものは、一般的に余り昔のものを「元号」というのをを用いてあらわすことはないと思うのです。例えば「大政奉還」というのは慶応3年の出来事ですが、慶応3年にあったという方は余りいないですね。また、「関東大震災」は大正12年ということもあるような気もするので、そのくらいの場合であればまだまだ使用されて、元号として認識される場合に当たっていくのではないかと考えております。

○外川委員 明治よりも前も拒絶理由通知がくることがあるということですか。いや、余り追及してもしょうがないですけども、あくまで審査基準の話なので。

○高橋商標審査基準室長 全くないとは言いませんけれども、極めて低いのではないかと考えていただければと思います。

○外川委員 わかりました。

○田中座長 よろしゅうございますでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

それでは、今の審査基準において、現元号としてこう書かれているものを、事務局説明のような方向で修正するという自体はよろしゅうございますでしょうか。ただ、書き方については、書く順番、あるいは「等」、「例えば」を含めての表記の仕方、その他いろいろ御指摘をいただきました。

それでは、書き方については少し案を練り直すということで、次回までに事務局で考えていただき、場合によっては座長においても少し相談にあずかるという形で、案を練り直してみたいと思います。次回にまた御提示させていただきまして、御意見をいただければと思います。本日は、修正の方向性については御理解・御支持をいただき、表現について再考するというので、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

3. 品種登録出願の品種の名称の品種登録を阻害する目的がある悪意の商標出願への対応について

○田中座長 次に2番目の議題に移らせていただきます。「品種登録出願の品種の名称の品種登録を阻害する目的がある悪意の商標出願への対応について」でございます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○高橋商標審査基準室長 それでは、議題2について説明をいたします。資料2-2をごらんください。

品種登録出願の品種の名称の品種登録を阻害する目的がある悪意の商標出願への対応についてということで、この件については、先ほど業務部長の御挨拶にもありましたけれども、「知財推進計画2018」に、種苗法に基づき品種登録出願された品種の名称が、第三者により悪意で商標出願される問題について、対応策を検討するということが明記されておまして、これを受けての議題ということになってございます。

それでは、検討の背景からですが、種苗法における品種登録は、出願後にその内容が公表されまして、その公表の内容には品種の名称というのが含まれております。最終的な登録までに3年程度を要しているのが現状らしいのですが、この登録までの3年間に、公表された品種の名称と同一又は類似の商標が商標登録されますと、当該品種の名称は、その名称をもって商標登録ができないことになり、品種登録する際に品種の名称の変更を余儀

なくされてしまう事象が生じることがあります。

この品種の名称については、それが品種登録を既にされているものであれば、商標法第4条第1項第14号の「種苗法第十八第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの」という規定がございまして、商標登録できないことになっておるのですけれども、品種登録出願中の品種の名称については、商標法において特に今御紹介したような条文のような規定は存在していないということでございます。

しかしながら、商標の出願が、その経緯に社会的相当性を欠くものであるときには、公序良俗に該当する商標として商標法第4条第1項第7号に該当すると商標審査基準には記載されておりまして、この品種登録出願中の品種の名称と同一又は類似の商標がその品種の名称の公表後に商標登録出願された場合に、それが品種の名称の品種登録を阻害する目的があると認められるような場合は、いわゆる悪意の商標登録出願であるような場合は、商標出願の経緯に社会的相当性を欠くものであるとして、商標の審査の運用において対応を検討できるのではないかとこのところでございます。

検討の方向性としてしまして、品種登録出願中の品種の名称に対する悪意の商標登録出願について、商標法第4条第1項第7号における商標審査基準の「当該商標の出願の経緯に社会的相当性を欠くものがある等、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ない場合」に該当するものとして、具体的には「2. 本号に該当する例」がございまして、その例示の一つとして入れたらどうかというのが提案でございます。

改訂案として御提示させていただいたのが下のところになりまして、現在、2. 本号に該当する例として、①から⑥まで列挙されておるのですが、⑦として、品種登録出願中の品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗、これと類似する商品、役務、あと品種に係る収穫物。この収穫物についても、品種の名称のところでは、商標登録があるとその名称は登録できないということなので、それについて、その品種登録出願の出願公表後に商標登録出願し、当該商標登録出願に当該品種の名称の品種登録を阻害する目的があると認められる場合というようなことで、御提案させていただいております。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今説明のありました事項につきまして、御意見をいただきたいと思いま

す。御質問でも結構です。どうぞよろしく願いいたします。

大西委員、お願いいたします。

○大西委員 この改訂案のところで、商品、役務について「類似」という言葉が出てまいります。その役務には、小売等役務は含まれないという理解でよろしいでしょうか。

○高橋商標審査基準室長 商標の類似ということであれば、当然それは今類似を見ているというところであるのですけれども、品種登録のほうでは類似を見ていないので、そもそも品種登録を阻害するというにはならないので、これは実際上は見ることはないと解釈しております。

○田中座長 よろしゅうございますか。大西委員、引き続きお願いいたします。

○大西委員 ありがとうございます。そうしますと、この規定の目的は品種登録の阻害にならないようにすることですので、ここで言っている類似の範囲というのは、11号でいう類似の範囲とは必ずしも合致しないという理解でよろしいですか。

○高橋商標審査基準室長 そういう場合もあると思っただければと思います。

○田中座長 林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。この種苗法の登録と商標登録のいわゆる追い越し問題と言われる問題については、かねてより平成9年ごろにも特許庁と農水省で議論されたと同っております。解決方法として、品種登録出願の段階での優先を商標法律規定するというのも一つの明確化の方法だと思われませんが、この間の議論の結果、農水省と特許庁との間での情報共有や運用面で対応するというので、今回は、法改正には至らなかったと理解しております。

そのような方針を前提として、今回、7号の悪意の出願の問題として処理するという点は賛成いたします。その場合の具体案ですが、2ページの⑦の4行目では、「その品種登録出願の出願公表後に商標登録出願をし」と「出願公表後」の場合だけが挙げられているのですが、ただいま申し上げたような趣旨からしますと、品種登録出願の出願公表後のみならず、出願公表前であっても品種登録出願された品種の名称を知って、悪意で商標登録出願した場合、これも例として挙げるできないかと思えます。

実際には7号の悪意の出願の立証はなかなか困難なところでありまして、それにも関わらず商標審査基準の中で例として挙げられるのが、出願公表後の場合だけに限定されてしまいますと、公表前に内部者としてその名称を知っていた者、まさに悪意に当たるような者による商標出願についての対策としては不十分ではないかと思えますので、御検討いた

だければと思います。

○田中座長 ありがとうございます。御趣旨としては、「出願公表後」は残しつつ、「前」の場合であっても知って商標出願すれば当たり得るといようなものを、御提案いただいたという趣旨でよろしゅうございますか。

○林委員 はい。出願公表後はもちろんのことという趣旨でございます。そのように対象をふやしても、その後の文章で、「当該商標登録出願に当該品種の名称の品種登録を阻害する目的があると認められる場合」という部分も加わっておりますので、決して過度に広がることにはならないと思います。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 私としましては、品種登録までは3年ほどかかるということでございまして、将来登録されるかが未確定の種苗登録の出願をもちまして、商標出願を拒絶することを審査基準で記載する必要があるかという点については、疑問を持っております。その理由としては3つございまして、1つは、内部運用でなさっているということであればともかくとして、拒絶理由の有無が未確定な状態のものを根拠として拒絶することが適切なのかという点がございまして、それからもう一つは、「品種登録を阻害する目的がある」という文面がこの中にございますけれども、そうするとこの拒絶理由通知をもらった者としては、阻害する目的がないということを証明する必要があるかと思うのです。それが出願人に過度な負担になりますのと、もしその目的がないことが審査官に疎明できないとなりますと、引用の品種名が登録されるか否かを待ってから審査をしてもらいたいという、猶予の願いをすることになるんだろうと思うんです。そうすると、その3年分審査を待つという状況が事実上生まれるのではないかと思っております。結果的に14号に該当してくる可能性が出てくるのではないかと思うのです。そのときには商標出願は出願から18カ月が経過していることになりまして、14号の拒絶理由通知ができないのではないかとということが考えられるのではないかと思います。結果的に権利が不安定になってしまうのではないかと、この点には懸念を持っております。

それから、これまでのワーキングの議事録を見て出てきた問題としまして、商標上の商品の類似と種苗法における種苗関係の商品、役務の類似というのは、種苗法の趣旨に鑑みて行われることがあろうかと思っておりますので、14号のほうでそちらも問題になっていたかと思っております。引き続き7号のところでも検討されるのであれば、この点は検討すべき課

題なのではないかと考えておりました、この点において審査基準で規定することがいいかという点に対しては、疑問を持っているということでございます。

○田中座長 ありがとうございます。

1点、確認でございますが、品種登録出願後のもの、出願公表後、あるいは先ほどの林委員の修正案ですと、もう少し広がるわけですけれども、このような一定の場合には、その商標出願について阻害目的がある場合には、公序良俗違反ということで拒絶をするということ自体にも、内容として反対という御趣旨ですか。それとも、基準に書くかどうかという形式についての問題の御指摘でしょうか。いかがでしょうか。

○田辺委員 実際に記述も少ないということですので、中の運用としてそういうことがあることに関してはとりわけ反対するものではないのですが、審査基準にこう書かれますと先ほども言ったような反論の問題が生じますので、懸念しているところでございます。

○田中座長 基準に書くことの問題性だということでございますね。

2番目に言われた阻害目的の立証はどちらがするのだという話もあろうとは思いますが、この点につき事務局では何かお考えはありますか。

○高橋商標審査基準室長 当然、拒絶理由をかけているのは審査官側なので、審査官側でこれは立証していかなければいけないということになると思っております。

○田中座長 目的がないことの立証というのは、かなり難しく、不可能に近いと思いますので、ある程度のところまでは、審査官側で、目的があることを示すということになるのでしょうか。

○佐藤商標課長 実務上は情報提供制度というのがございます。例えば、種苗登録の出願申請をされている方から、こういった商標出願があって、実は買い取りの要求がきているとか、そういう客観的な情報があった場合には拒絶理由を打つというのが現実的だと思います。

○田中座長 よろしゅうございますか。

近江委員、お願いいたします。

○近江委員 商標の出願をする前に、商標登録の可能性があるかどうか、拒絶理由がくる可能性がどれくらい高いかどうかという、商標調査を行うのが実務上一般になっています。この種苗登録の出願は、内容が公表されるという記載が資料にあります。現在は、その内容は農水省の官報のみで公開されていると伺っております。そうすると出願の前の登録可能性の調査において、農水省の官報までユーザーとして全チェックしながら、登録可能

性を見ていかなければいけないというケースがふえてしまいます。現在運用されている J-PlatPat のような形で電子的なデータベースで見ることができるのであればまだしも、官報を一つ一つ見ていくのは非常に大きな負担で、現実的に困難だと考えます。ですので、仮にこういう規定を入れて実際に審査をされるのであれば、オンラインのデータベース等の導入を視野に入れた環境整備もセットで行っていただきたいと思います。

もう一つ申し上げます。商標の場合は先願主義でございますので、農水省さんにおいて、種苗登録の出願があった際に、種苗の名称を商標として使うようなケースが今後出てくるのであれば、そのタイミングで商標登録出願の必要があるんだというところを啓蒙していただき、追い越し問題という事態が生じることを事前に阻止いただくというやり方もあるかと思っています。このワーキングでお願いすることかどうかというところはありますが、省庁間で連携していただいて、事前に防止するという施策もあるのではないかと考えております。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

今の点について、事務局から何かコメントはありますか。

○高橋商標審査基準室長 農水省の官報を全部見るということまでは、さすがに阻害する目的というようなことが要件になるので、何らそういう目的なく出願するものについては適用がないわけですから、そこまでしていただく必要はないと考えております。

○佐藤商標課長 農水省の知財課とは連携してございまして、品種登録されたものについて情報提供をしていただいたりしておりますので、そういった情報について今後工夫して、サーチがしやすいようにするなどの検討をしてみたいと思います。それから、品種登録出願した方の商標登録出願を支援するなど、そういった啓蒙についても引き続き農水省と一緒に協議してみたいと思っています。

○田中座長 林委員、お願いいたします。

○林委員 農水の知財課でも、官報のみという点は私ちょっと存じ上げなかったのですが、データベース化というのはそんなに対応が難しいことではないと思いますので、進めてもらうように伝えていきたいと思っています。

○田中座長 小川委員、お願いいたします。

○小川委員 2、3日前に農水の官報告示をネットで見たら、月平均2回ぐらい官報告示がちゃんと出ているのです。毎月どんなものが出ているかというのは確認ができそう

なので、それとうまくリンクさせれば対応できそうなのかなという気はしました。もちろんこれは審査基準ですから、審査官はどうやって審査するんだという話なので、皆さんはユーザーの立場からの話ですけど、審査官の立場からすると、農水から情報をいただくのが一番いいですね。それをうまくしていただければ難しいことではないのかなと思います。

それからもう一点、審査の関係で、審査官の立場で考えてみると、この品種登録を阻害する目的というのが、出願人の主観的意図、出願人の内心にかかわる事項ですので、その有無を判断するのは極めて難しい。先ほどもお話があったように特別な情報提供があった場合に限るのだろうと思います。そうは思いますが、こういう基準をつくったということで、これをプレスリリースして抑止効果も多分に期待できるのではないかと、そういうところにも意味があるのだろうと思いますし、知的財産推進計画との関係もありますので、ちゃんとやっているというところは特許庁として出すべきだろうと思います。

○田中座長 ありがとうございます。その意味において、審査基準に書き込むということによろしいという御意見であると理解して、よろしゅうございますか。

○小川委員 はい。

○田中座長 外川委員、お願いいたします。

○外川委員 先ほどの調査データを拡大するというか、品種登録出願のものまで全部入ってくるようなデータが例えばあるとすると、この阻害目的というのが立証されやすくなるので、余計なお世話かなという気はします。つまり偶然に出したものでこの7号で引っかけるのは無理ですから、それはむしろユーザー側もそこまで調査データが広がるというのは、むしろ事故が起こる可能性がある。それを見るという可能性がある。今の段階で審査基準で対応するのですから、普通のデータで商標調査を事前にして、それでたまたま重なってしまったという場合は、当然7号には該当しないという運用でいいのではないかと思います。

それからもう一つは、先ほど林委員のほうから、「知って」というご意見が出ていました。それはもっともだと思えますけど、この阻害目的という問題が出ていますと、公表ぐらいの確実なものがないとなかなかこれもまた事故が起こる可能性があるので、審査基準の段階では、公表ぐらいの客観的な状況があったほうがいいのではないかと思います。法律を改正するならば話は別で、つまり商標法第4条第1項第14号を改正するならば別ですけども、審査基準でございまして、しかも一般条項の7号ですので、原案どおりでいいのでは

ないかと思えます。特に推進計画との関係で、小川委員がおっしゃったように対応しているというのは必要でございましょうから、審査基準の段階では、このぐらいのところではないかと思えます。

○田中座長 ありがとうございます。

林委員、お願いいたします。

○林委員 そもそも7号の悪意の立証は、7号の主張をする者が特許庁に対してどれだけ証拠を出せるかにかかっています。これはほかの場合と同じだと思います。その意味では決して今の文案に、先ほど私が申し上げたような「知って」というのを入れたとしても、それだけで何か立証が軽くなるということではなく、相変わらず公開前にいかにして内部者としてそれを知っていたか等の立証をしない限りは、そのように審査基準を書いたとしても特許庁の採用するところではないと思えます。証明の問題については、そのように補足させていただきたいと思えます。

それから、7号の拒絶を打つ以上は、審査基準に書いてあることがやはり必要であると思えます。また、審査基準において今回の問題提起に関する対応ができていないということであれば、また立法の話に戻ってしまいます。その意味で今回、審査基準で対応するという方針でいるのであれば、その目的が達成するような形で審査基準を定める必要があるのではないかと思えます。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。大西委員、お願いいたします。

○大西委員 今の御意見は今初めてお聞きしたので、商標協会の意見というよりは私個人の意見ということになってしまいますけれども、私個人としては、林委員の御意見に賛同いたします。理由は、7号は異議申立理由であるにも拘らず、審査基準に「公表後」と限定的に書いてしまうと、例えば仲間割れをして、出て行った人が勝手に商標出願をしてしまったというような事案が生じたときに、対応しにくいこともあるのではないかと思うためです。「知って」という要件を入れることについては、特に問題はなく、むしろ入れておいたほうがよろしいのではないかと思えます。

そもそも、阻害する目的というのは、職権でわかるようなことではないので、先ほどおっしゃったように実際に職権審査で拒絶理由を通知する場合は情報提供があつてということになるかと思います。そうすると、「知って」を要件に入れても、むやみに対象を広げることにはならず、いろいろな事案が商標の場合がありますので、むしろこれを入れておく

方が適切なのではないかと考えます。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかに御意見は。田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 今までの皆様の御意見をお伺いしまして、もし基準にこれを記載するとするのでありましたら、先ほど佐藤課長からもお話がありましたように、情報提供があったときですとか、客観的な明らかなきときというような文言を入れるのか、あるいは何かの形で担保するような形で、明確にすることが必要ではないかなと考えております。

○田中座長 先ほど御指摘いただいたような問題点を、よりクリアに解決するためには、そのようなことが考慮されていいただろうという御趣旨でございますね。

○田辺委員 はい。

○田中座長 ありがとうございます。

長澤委員、お願いいたします。

○長澤委員 今の点は非常に両刃の剣かと思っております、明らかにすればするほど抜け道が探しやすくなるという問題があります。その点をどのように商標審査で判断するのか。

「こういう場合は絶対だめ、公表以降は絶対だめ」、と書くと、公表前はいいのかという議論が起これ、客観的に明らかに悪意があると認められるのはこういう件よということ、もともと悪意の証明というのは非常に難しい話題でして、それを余り例示し過ぎると、それ以外は悪意がないという議論を強くすることになります。私も判断しかねているのですけれども、どの程度の書きっぷりかというのは、議論が尽きないところではないかなと思っております。

それからもう一つ、データベース化の話が農水省のほうで出まして、これもなかなか両刃の剣になります。個人的にというか、私の会社でしたら、恐らくそのデータベースが出れば調べると思いますし、同じ名前は使わないようにしようと努力すると思います。ただ、このデータベース化することによって、逆に悪意のある人が出願しやすくなるというデメリットも逆に出ると思います。しかし、商標として拒絶はしやすくなる。その辺が私も頭の中で整理ついていないのですけれども、明らかにすればするほどいいというものではないなというふうに聞いていて思いました。

ちなみに公表前の出願は、もともと悪意の証明は難しいので、結局公表後じゃないと拒絶できないと明確に基準に書くと、公表前に知っている人の出願を助長する温床になりかねないと思います。

○田中座長 ありがとうございます。いろいろな観点からご意見をいただきました。

外川委員、お願いいたします。

○外川委員 心配なのは、あくまでもこれは法改正ではなくて審査基準の改訂で、審査基準に入れるということですから、14号の守備範囲を余り超えるようなところまで広く入れるというのは、やはり立法の問題ではないかと思うのです。審査基準でやるなら、そういう意味では原案ぐらいが限界かなという気はいたします。つまり客観的な情報があって、公表があって、それで阻害目的という、ほとんど究極の絞りがあって、いざとなったときに使えるというぐらいでいいのではないかと思います。

○田中座長 ありがとうございます。

この件につきまして、ほかにご意見はございますでしょうか。

それでは、大体の方向性については、ほぼ意見は一致しているように思うのですが、審査基準としてどこまで書くのか、どの範囲を取り上げるのか、つまり公表後に限るといような要件でいいのかなど、いろいろご議論をいただきました。また、審査基準に書くこと自体について疑念を示されるご意見もございました。これらの点を含め、なかなか難しい問題でもございますし、各委員の方々も、恐らくきょう初めてほかの委員の方の意見をお聞きになって、ここで御議論いただいたのだと思いますので、事務局には、もう一回、きょう出たご意見を踏まえて考えていただきたいと思います。そして、委員の皆様に対し、次回までに、きょうの議論を踏まえて練り直した案を御提示申し上げる、できれば事前に御説明申し上げることも含めて検討し、議論を深めていただければと思います。

このように、大きな方向性としては、ほぼ一致しているように思いましたので、どのように書くのか、基準でどうするのかを含め、もう一度検討するというところでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

4. 商標審査の質に関するユーザー評価調査報告書を踏まえた識別力に関する更なる基準の明確化について

○田中座長 それでは次の議題に入りたいと思います。「商標審査の質に関するユーザー評価調査報告書を踏まえた識別力に関する更なる基準の明確化について」でございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○高橋商標審査基準室長 それでは議題3について御説明いたします。資料2-3をごらんください。

まず検討の背景ですが、特許庁は、商標審査の質の一層の向上を図るため品質管理に関する取り組みをここ数年来行ってきたところであり、その取り組みの一環として、商標審査における改善すべき点を、ユーザーから指摘いただき改善すべき点を明らかにして、商標審査の質の維持・向上のための施策に反映することを目的としてユーザー評価調査を実施しており、報告書にまとめているところでございます。

このユーザー評価調査報告書においては、ここ数年、識別力に関する意見が多数寄せられておりまして、平成29年度、最新のものですが、その調査報告書では、識別力の判断に関して提出された意見が40件ございました。この40件というのは他の項目に比して、他の項目はほとんど20件もないようなところでありましたので、かなり多いものとなっております。提出された意見というのは、この識別力に関する審査の厳格化を求める意見というのが多数であり、これを受けて何か審査基準のほうで対応できる点はないかということで、この議題を取り上げたものでございます。

今回、ユーザー評価調査の結果を分析してみますと、提出された意見はおおむね4つぐらいに分けられます。1番目として「単に審査の厳格化を求める意見」というのが一番多かった。2番目として「識別力がないと判断されるとき証拠の妥当性」です。これは例えば識別力がないという根拠とされたものが、もう10年以上前の新聞記事だったというようなことです。3番目が「使用の事実がないと識別力があると判断される」、4番目が「識別力の判断の均質性」です。過去、拒絶となった案件が、ほかの人が出したら登録になってしまったということです。おおむねこの4つに分けられます。

これらのうち基準のほうで対応できるものを考えたときに、①、②、④については、どちらかというと審査実務、品質管理のほうで対応するもので、③の「使用の事実がないと識別力があると判断される」というものについては、商標の使用の事実と識別力の判断に関することについては、審査基準で対応可能な事項なのではないかと考えておるところであります。

そこで識別力については、商標法第3条1項各号にかかわるところですが、各号の性質からすると、この「使用の事実がないと識別力があると判断される」というのは、主に第3号に関係が深いものと考えられると思っております。

そこで第3条第1項第3号の該当性の基本的な考え方のもとになっているのは、「G E O

「G E O R G I A」の判決に戻ると思うのですけれども、その判決では、「必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する土地において現実に生産され又は販売されていることを要せず、需要者又は取引者によって、当該指定商品が当該商標の表示する土地において生産され又は販売されるであろうと一般に認識されることをもって足りる」とされており。

当然「G E O R G I A」の判決は、産地、販売地に関する判決ではあるのですが、その他の3号ですね、品質等ほかの列挙されている表示のものについても、需要者又は取引者の一般的なこの認識が判断の基本とされて、その判断の基準として必ずしも商標が一般に用いられた実情があったことまでは必要としないと判示されているものが、その後の高裁の裁判等でも見受けられているところであります。

一方、現行の第3号の審査基準を見ると、第3号の該当性に関する基本的な考え方や使用の事実との関係については、必ずしも明確に記載されていないところでございます。

そこで検討の方向性としましては、商標法第3条第1項第3号の審査基準に、本号の該当性は、一般の需要者の認識を基準に判断される旨を記載し、あわせて、出願された商標が一般に用いられた実情があったことまでを必要としない旨を記載してはどうか、ということをご提案させていただきます。

これを記載することで、少なくとも先ほどユーザーのアンケートにありました、「使用の事実がないと識別力があると判断される」ことについて、対応となるのではないかと考えているところであります。

実際、案として提案させていただいているのが改訂案のところになります。現在、第3条第1項第3号の基準の1. のところに、かぎ括弧で「商品の産地、販売地……」とずらっと3号の例示されているものがあって、これについてというすぐ下のところに、今申し上げたことを入れる。

実際、案を読み上げますと、「商標が、その指定商品又は指定役務に使用されたときに、取引者又は需要者が商品又は役務の特徴等を表示するものと一般に認識する場合、本号に該当すると判断する。一般に認識する場合とは、商標が商品又は役務の特徴等を表示するものとして、一般に用いられている実情を要するものではない。」、これを入れまして、現在(1)から(3)まであるものを、その下にそのまま続くというような形で提案させていただきます。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に関して、御意見、御質問等を含め、よろしくお願ひいたします。

小川委員、お願ひいたします。

○小川委員 基準の中に、取引者、需要者の一般的な認識という基準を入れることについては賛成です。それで、改訂案のアンダーラインが5行ほどあります。最初の3行は異論ありません。あとの2行なのですが、「一般に認識する場合とは、商標が商品又は役務の特徴等を表示するものとして」の次なのですが、「一般に用いられている実情を要するものではない。」、この記述は、今回参考につけていただいている知財高裁の判決から持ってきていただいているようなのですが、「一般に」と言うと、読みようによっては、「広く用いられている必要はないけれども、少しは用いられていないとだめよ」というふうにも読めないか。でも、そういうことを言いたいわけではないはずですし、だったら、知財高裁の判決ではなくて、最高裁の「GEORGIA」判決の用語を使って、ここは「現実に用いられている（使用されている）ことを要しない」と書いたほうが趣旨は明確なのではないかと思ひます。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

近江委員、お願ひいたします。

○近江委員 小川先生おっしゃったことに同感でございます。こちらの文言が裁判例から引用されているところは認識していますが、私ども知財協の中で検討しました際にも、実務上これでもって出願の是非を判断するということになってきますと、「一般に用いられている事情を要するものではない」というところの理解が、難しいという意見が多数ございました。先ほど御提案のあった「GEORGIA」事件のほうの表現がいいのではないかと、私どもも賛成させていただきたいと思ひます。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。田辺委員、お願ひいたします。

○田辺委員 弁理士会としても、この識別力の審査が甘いかどうかという点は、結構アンケートとったりするところなのですけれども、私どもたくさんのクライアントとつき合っている中では、それほど甘いか普通か厳しいかということよりは、品質管理をしっかりしていただきたいという観点の意見のほう在实际のところ多いということ踏まえ、私どもとしては、このような「一般に認識する場合とは」という判決の文面がありますけ

れども、審査官の皆様の主観的な判断の冗長にならないかという点は懸念しておりまして、例えば、今の入れていただいたこの案の判断が、客観的に行われるようにということは担保していただきたいと考える点でございます。

例えば2段落目のところに、「一般に認識する場合」という言葉がありますけれども、それが例えばどういう場合なのかということが疑問の残るところでございますので、1つの提案としては、「例えば、以下の場合をいい」などという、もうちょっと具体的なものがあつたらどうかという点を提案させていただきたいのと、それから、「一般に用いられている実情を要するものではない」という前に、例えば「商標を構成する語と同一商標が」などの文言を入れて、この規定が一定の基準をもって適用されるような状況をつくっていただきたいという提案をさせていただきます。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

何か例示があつた方がよろしいという御趣旨でしょうか。

○田辺委員 一番大きな趣旨は、やはり均一な判断をしていただきたいということで、客観的な判断になるような担保となる文言を付加するなり、検討いただきたいということでございます。

○田中座長 わかりました。ありがとうございます。

長澤委員、お願いいたします。

○長澤委員 最後の、「一般的に用いられている」ところが今話題になっているのですが、企業の実情からいいますと、最近は商標出願をされたものの中で、これはどう見ても機能をあらわすなど思っているけれども、使われていなければ、登録になってしまっているという実情があります。そのために起こっていることは、今まで商標調査をしなかったものまで、商標調査をすることになり、負荷が非常にふえています。例えばマニュアルを書くときに、見出しの言葉ですら警告を受けた経験がありますから。そこも「これ一般用語だけど、でも試しに出願してみるか」と出願すると、通ってしまうこともあります。では、それが裁判で権利行使できるかという、これは非常に難しいであろうと思われまふ。そのように権利行使が難しそうな登録商標も企業は保有してしまっているという現状があります。

商標的な使い方をしていないのですが、クレームをつけてくる方はつけてきますし、そういう意味では、ここで言う認識力の基準というのは、これは審査品質の話かもしれませんが、もう少し高くしていただきたいというのが根本的にあります。審査品質委員

会というものが、私もその委員をやらせていただいているのですけれども、そこでは、この識別力に関する議論は余り実はできてなくて、これまではその仕組みとか、品質審査会はどれぐらい行い、品質監査員の人数をふやすとか、そういう議論をしてきました、今後は、是非、この識別力に関する議論をやっていただきたいと思います。また、この最後の文をとってしまうと、要は使われていなければ通るのかというイメージが残ってしまいます。この文をとってしまうと、そのイメージがなくなってしまうかという不安があります。言葉遣いは、この「一般に」という言葉を委員の方がおっしゃったように、何らかの形で変えていくことは構わないと思うのですけれども、この一文に意味があります。要は、誰も使っていないことだけを理由に商標登録されてしまうのを、できる限り抑制したいというのが我々の希望でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。外川委員、お願いいたします。

○外川委員 後半の部分の、「一般に用いられている実情を要するものではない」という言葉を、もっと現実的に使用していないというような、使用している、使用していないという言葉に変えるというのは賛成でございます。あと、この審査基準の中であくまでも今回は一部の改訂でございますので、前回のワーキンググループでもちょっと言って却下されたことがあるのですが、つまり独占適応性のある程度入れておけば、その可能性という感覚が出るのではないかと思います。自他商品識別力というのは、あるかないかという感じにどうしてもなってしまうので、それに対して独占適応性があるとか、自由使用保障の要請があるとか、こういう観点を審査基準の3号欄のあたりに記載していただきたいと思います。例えば、ワイキキ事件の最高裁判決がありますので、別に判決に根拠がないわけではないので、これを入れると少し論理的にきれいになるのではないかと思います。ただ、今回のワーキングで、これをやれと言っている意味ではありません。ただ、前からの主張なので入れてほしいなという、それだけでございます。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。この辺に関連してくるわけですね。

○外川委員 そうです。

○田中座長 承知いたしました。

ほかにございますでしょうか。

それでは、この問題としては、実質的な方向性として、事務局提案のような趣旨の説明を加えるということ自体はよろしゅうございますか。

近江委員、何かございますか。

○近江委員 今の点は異論ございません。1つだけ、先ほどの外川委員の論理的にきれいにといふご意見の関連でよろしいでしょうか。

今回の改訂により柱書き的などが追加され、審査の考え方が示されることになると思います。その結果、その後に(1)で長音符号を用いた具体例が来て、それに関しての考え方が続くこととなります。このような構成が基準の論理性とか構成の適切さといった点で少し違和感を覚えているところがございます。識別力がない例として、長音符号だけが例として挙がってきている点も気になります。実際に今の企業実務において、こういうネーミング手法を用いる会社自体があまり見られないという点はさておき、もしこういう形で例示を挙げるのであれば、長音符号だけではなくて、幾つか拒絶になるような例を挙げていただくような形でやるのが、基準としては論理的なのではないかと思っています。また、前回のワーキングのときにも例が古いところについては改めたと認識しております。これも今回の改訂で是非というところまでは強い要請ではありませんが、今後、全体の構成とか論理性については、先ほどおっしゃった自由使用の要請ということも含めて、どうあるべきかを検討していけるとよいのではないかと感じています。

以上です。

○田中座長 この点については、今回直接の検討対象ではないとしても、今後の課題として、論理性の点も含め、このような御指摘があったということ、記録に残させていただきます。

それでは本件については、方向性についてはほぼ一致しているように理解いたしましたけれども、表現ぶりについてはいろいろ御指摘をいただきましたので、この議題の案につきましても事務局で練り直していただき、その過程で場合によっては表現ぶりに関する座長の意見も申し上げるなどして、次回にもう一度、委員の皆様にあを御提示いたしたいと思っております。そういう方向でよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

5. 分割の条文修正、書換に係る基準の削除について

○田中座長 それでは、さらに次の議題ということで、「分割の条文修正、書換に係る基準の削除について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○高橋商標審査基準室長 それでは、議題4について説明をいたします。資料2-4をごらんください。

まず分割の条文の修正のところでございます。検討の背景として、商標法第10条第1項、出願の分割の規定ですが、平成30年2月27日に閣議決定されました「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」が、平成30年5月23日に可決・成立いたしました。この法律は、平成30年5月30日に公布されたのですが、商標法第10条第1項の規定については、平成30年6月9日に施行されておるものでございます。これを受けまして、現在のこの審査基準、この条文を引用している部分になるのですが、現行法の規定、改正後の条文に変更するという提案が、まず第1点目でございます。

それからもう一つ、書換の部分ですけれども、附則第2条、第3条、第4条、第6条、第11条、第12条及び第24条のところですが、書換の申請ですけれども、平成10年4月より受付を開始いたしまして、既に書換申請の受付期間は終了しております。そして平成29年、昨年、全ての書換申請の処分が終了したところでございます。今後、書換の申請というのはございませんし、審査する対象もないということなので、この基準はもはや必要なくなつたということで、この部分は全て削除という提案をいたしております。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、今の説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

この議題は、法律の改正に伴って必然的に生じる修正というように理解しておりますが、特に御意見は、よろしゅうございますか。

それでは、原案どおりでよろしゅうございますね。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

以上のように、4つの議題についてご議論いただきました。1番から3番の議題につきましては、先ほどそれぞれの議題につきまとめましたとおり、次回までに練り直して、もう一度、案を提示していただくということ、議題により濃淡ございまして、中身にかかわる問題もあれば、表現の問題にとどまる問題もあろうかと思いますが、そのような形で進

めるということで、よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして本日の議論を終了させていただきます。

最後に、次回のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤商標課長 次回のスケジュールについて御説明いたします。次回の第26回商標審査基準ワーキンググループにつきましては、9月21日を予定してございます。詳細につきましては、追って御連絡申し上げます。

以上です。

○田中座長 それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第25回商標審査基準ワーキンググループを閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

6. 閉会